

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年9月17日(2020.9.17)

【公表番号】特表2019-524328(P2019-524328A)

【公表日】令和1年9月5日(2019.9.5)

【年通号数】公開・登録公報2019-036

【出願番号】特願2019-507839(P2019-507839)

【国際特許分類】

A 6 1 M 16/06 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 16/06 C

【手続補正書】

【提出日】令和2年8月5日(2020.8.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

患者用インターフェースと一緒にまたは別個の導管として形成されるかに関わらない、呼吸ガスの流れを提供するための呼吸導管であって、前記導管は、潰れるができる部分を含み、前記潰れるができる部分の横断面は：

ユーザの顔に接して位置決めするための第1の側部、

前記第1の側部に対向しつつ前記ユーザの顔から見て外方に向く第2の側部を含み、

前記第1および第2の側部は第1および第2の屈曲点によって接合され、開放構成では、前記第1および第2の屈曲点は、使用中、前記ユーザの顔から離間しており、

前記屈曲点間の前記第1の側部の内側の長さ、および前記屈曲点間の前記第2の側部の内側の長さは、実質的に等しく、ならびに

部分的な閉鎖または閉鎖構成では、前記第2の側部は、前記潰れるができる部分が前記第1および第2の屈曲点において折り重なる状態で、前記第1の側部の方へまたはそれに接するように動かされる、呼吸導管。

【請求項2】

前記第1の側部は、前記ユーザの顔に接して位置決めするための平坦部分を含む、請求項1に記載の呼吸導管。

【請求項3】

前記第2の側部は、前記開放構成にあるとき、外向きに湾曲している、請求項1または2に記載の呼吸導管。

【請求項4】

前記第1の側部は、前記開放構成にあるとき、前記平坦部分と、前記第1および第2の屈曲点のそれぞれとの間に、外向きの湾曲部分を含む、請求項2に記載の呼吸導管。

【請求項5】

前記閉鎖構成では、前記第1および第2の屈曲点は、ユーザの前記顔に接するまたは隣接するように動かされる、請求項1～4のいずれか1項に記載の呼吸導管。

【請求項6】

前記外向きの湾曲部分の厚さは、前記平坦部分から前記それぞれの屈曲点の方へ、より厚みのある厚さから薄い厚さへとテープが付けられている、請求項4に記載の呼吸導管。

【請求項 7】

前記第1の側部および／または前記第2の側部の厚さは、各屈曲点の方へ、より厚みのある厚さから薄い厚さへとテーパが付けられている、請求項1～6のいずれか1項に記載の呼吸導管。

【請求項 8】

前記第1および第2の屈曲点の厚さは、前記潰れることができる部分の横断面の残りの部分の厚さよりも薄い、請求項1～7のいずれか1項に記載の呼吸導管。

【請求項 9】

前記開放構成では、各屈曲点に隣接する前記第1の側部は、前記平坦部分に対してある角度にあり、前記屈曲点に隣接する前記第1の側部と前記平坦部分との間の外角は、約60～70度、または約62～68度、または約64～66度、または約65度である、請求項2に記載の呼吸導管。

【請求項 10】

前記平坦部分の長さは約5mm～10mmまたは約7mmであり、および／または前記潰れることができる部分の前記断面の左右幅は、10mm～15mmまたは約13mmである、請求項2に記載の呼吸導管。

【請求項 11】

i) 前記横断面の前記第1および／または第2の側部の中心の厚さ対前記第1および第2の屈曲点の前記厚さの比が、約1～8の範囲にあり、および／または

ii) 前記第1の側部の前記平坦部分の前記厚さ対前記第1および第2の屈曲点の前記厚さの比が、約1～8の範囲にあり、および／または

iii) 前記横断面の最も厚い部分対前記屈曲点である前記横断面の最も薄い部分の比が、約1～8の範囲にある、請求項1～12のいずれか1項に記載の呼吸導管。

【請求項 12】

前記第1および第2の屈曲点が、前記第1および第2の側部の範囲を定めるまたは規定するか、または前記第1および第2の側部は、それぞれ、前記屈曲点間に、前記第1の屈曲点から前記第2の屈曲点まで完全に延在している、請求項1～13のいずれか1項に記載の呼吸導管。

【請求項 13】

前記潰れることができる部分は、前記横断面の中心線の周りで鏡映対称を有し、前記中心線は、前記横断面の前記第1および第2の側部の中心を通って延在している、請求項1～14のいずれか1項に記載の呼吸導管。

【請求項 14】

前記第1および第2の屈曲点間の距離は、前記平坦部分の幅を上回っている、請求項2に記載の呼吸導管。

【請求項 15】

前記第1の側部は、前記平坦部分の両側で前記それぞれの屈曲点に向かって外向きに広がっている、請求項2に記載の呼吸導管。

【請求項 16】

前記潰れる部分は、エラストマー／弾力性材料から形成されている、請求項1～15のいずれか1項に記載の呼吸導管。

【請求項 17】

前記導管は、前記患者用インターフェースの導管部分である、請求項1～18のいずれか1項に記載の呼吸導管。

【請求項 18】

前記導管は、前記患者用インターフェースと一体である、請求項1～17のいずれか1項に記載の呼吸導管。

【請求項 19】

前記患者用インターフェースは鼻カニューレである、請求項1～18のいずれか1項に記載の呼吸導管。

【請求項 20】

請求項 1 ~ 19 のいずれか 1 項に記載の呼吸導管を含む、患者用インターフェースであつて、前記患者用インターフェースは、単一の入口、少なくとも 1 つの鼻出口を含む、鼻インターフェースであり、および前記呼吸導管は、前記単一の入口と前記少なくとも 1 つの鼻出口との間に延在している、患者用インターフェース。